

様式第2号（第10条関係）

会議結果のお知らせ

- 1 開催した会議の名称 佐伯市農業振興地域整備促進協議会  
(令和5年5月締切分)
- 2 開催日時 令和5年8月2日(水)  
午後3時30分～午後4時50分
- 3 開催場所 佐伯市役所 3階 302会議室
- 4 出席者 佐伯市農業振興地域整備促進協議会委員 3名
- 5 公開、非公開の別 非公開
- 6 議題及び結果 議題  
(1)佐伯市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画  
の変更(案)について  
農用地区域からの除外申請（7件17筆）  
編入申請（1件21筆）  
**【結果】**  
除外  
7件承認  
1件目については、駐車場用地として申請。第2種農地であり、転用は可能。  
2件目については資材置場用地として申請。転用許可を受けているが、許可条件である申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供していないため、転用事業の促進が必要。第3種農地であり、転用は可能。  
3件目は戸建て（一般）住宅用地として利用する。第1種農地だが、住宅用地としての利用は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される例外

的な許可に該当するため、転用は可能。

4 件目は山林用地として申請。申請地の南側は樹木が成長するに従い、日照・通風の影響による周辺農地への被害防除措置が必要。第2種農地であり、転用は可能。既に杉を植林しているため、転用には追認許可申請が必要。

5・6 件目は山林用地として申請。申請地の周辺は既に林地化しているため、日照・通風の被害はないと思われる。申請地は第2種農地であり、転用は可能だが、植林計画が必要。

7 件目は太陽光発電施設用地として申請。盛土等の造成工事は行わず、わずかに整地をした後パネルを設置するため、土砂の流出・崩壊の恐れはないと思われる。また、雨水は浸透する。第2種農地であり、転用は可能。

#### 編入

果樹園として利用予定。果樹経営支援対策整備事業を利用して整地を行い、防獣対策を行う。

21 筆中 6 筆については、都市計画区域の第二種住居地域に属しており、農振地域ではないため、編入できない。その他の 15 筆については、農振地域に属しており、編入は可能。

#### 7 問合せ先

佐伯市農林水産部農政課 園芸振興係 担当 岡部  
電話番号 22-3239 内線 355